

議事録

審 議 会 名	令和 7 年度 第 1 回 杉戸町文化財保護審議会
開 催 日 時	令和 7 年 6 月 28 日 (土) 午前 10 時 00 分～12 時 00 分
開 催 場 所	杉戸町役場 第二庁舎 2 階 第二会議室
議 事	①令和 6 年度杉戸町文化財事業実績について ②令和 7 年度杉戸町文化財事業計画について ③町指定文化財の今後について ④その他
公開・非公開の別	☒ 公開 ・ ☐ 非公開 (公開の場合傍聴者数 0 人)
	(非公開の場合理由)
出 席 者 氏 名	野口憲治会長・三原康之委員・田原昇委員・武田芳雅委員・中山さら委員

審議の概要

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 教育長あいさつ
4. 会長及び副会長の選出
5. 議事
 - ① 令和 6 年度杉戸町文化財事業実績について
 - (1) 発掘調査活動事業
 - (2) 文化財保護活動事業
 - (3) 文化財庶務
 - ② 令和 7 年度杉戸町文化財事業計画について
 - (1) 発掘調査活動事業
 - (2) 文化財保護活動事業
 - (3) 文化財庶務
 - ③町指定文化財の今後について
 - (1) 2025 年 6 月現在の町指定文化財
 - (2) 町指定文化財の現状について
6. その他
 - ①日光街道一里塚の管理について
 - ②天満宮の槇の譲与について
7. 閉会

審議内容

5. 議事

①令和6年度杉戸町文化財事業実績について

(1) 発掘調査活動事業（確認調査7件、試掘調査1件、本調査0件、整理作業1件）

(2) 文化財保護活動事業

i 刊行物

- ・令和6年度幸手市・杉戸町共催企画展パンフレット「幸手と杉戸の古墳時代」
- ・杉戸町文化財パンフレット（Sugito GRAPHICA vol.3）
- ・「杉戸町遺跡地図」（第3版）

ii 企画展の開催

No.	企画展名	場所	期間
1	幸手市・杉戸町共催企画展 「幸手と杉戸の古墳時代」	①幸手市郷土資料館 ②杉戸町文化財展示室	①2024年5月25日～7月15日 ②2024年7月28日～8月31日
2	東部地区文化財担当者会 40周年記念リレー展示 「都鳥が見た古代」	カルスタすぎと	2024年9月7日～9月29日

iii 講義・講演会

- ・まなびっちゃすぎと塾
杉戸町立西小学校3年生47名・6年生40名・杉戸の歴史と民俗を考える会36名に実施。
- ・すぎと町民大学にて第4回「杉戸町の歴史」を社会教育課主査 守谷健吾が担当。
- ・令和6年度幸手市・杉戸町共催企画展記念講演会
さきたま史跡の博物館学芸員 青笹基史氏「時代背景からみる槇野地北遺跡と目沼古墳群」
杉戸町文化財展示室内にて応募者20人を対象に実施。
- ・すぎスポ主催「スポーツ縁日」内にて、組み紐のワークショップを開催。
- ・総合政策課主催「このまちには「 」がある！まち歩きツアー」
ツアー参加者に対し、恭俣舎・杉戸町役場・旧日光街道にて説明。
- ・東部地区文化財担当者会 例会「杉戸町の関連文化財群」報告。
- ・東部地区文化財担当者会 40周年記念リレー講演会にて講演。
- ・令和6年度文化財講習会 日本工業大学准教授 野口憲治氏「杉戸町旧細谷家住宅について」
ココティすぎとにて、応募者35人を対象に実施。

iv Instagramの投稿・運営

- ・企画展や講演会、刊行案内の発信。
- ・杉戸町の歴史や文化財について紹介。
 - 杉戸町の文化財1～20のシリーズとして紹介。
 - 一部投稿内容のQRコードを作成し、文化財展示室に掲示。

v 文化財等整備補助

- ・大島有隣遺跡（恭俣舎保存会）
- ・大塚神楽（大塚同志会）

- ・茨島はやし（茨島囃子保存会）
- ・復元古代住居（古代住居保存会）

vi 文化財案内板の修繕

No.	修繕対象	所在地	備考
1	北葛飾郡役所	杉戸町清地2丁目2-29	日本工業大学の協力により修復
2	延命地尊(ずらっぽうさま)	杉戸町並塚1063	
3	大榎橋の庚申塔	杉戸町大塚343番地付近	
4	桜井小学校跡	杉戸町椿349	

vii 指定文化財整備

- ・日光御成街道一里塚（除草作業）
- ・目沼浅間塚古墳（除草作業）
- ・下野の森（竹の伐採と粉碎・除草作業）
- ・天満宮の榎（杉戸町への譲受・生育調査）

viii 古文書の受入について

【新規受入】

- ・秋山勉氏所蔵文書
- ・石島仁一氏所蔵文書

【追加受入】

- ・武井直彦氏所蔵文書
- ・堀江津喜子氏所蔵文書

(3) 文化財庶務

- ・埼玉県文化財保護協会活動
- ・東部地区文化財担当者会活動
- ・埼玉県地域史料保存活用連絡協議会活動

② 令和7年度杉戸町文化財事業計画について

(1) 発掘調査活動事業

- ・開発行為に対する調整（通年）、照会は1日3～4件のペース。
- ・発掘調査の実施（本年度は6月現在において確認調査・試掘調査共に0件）。

(2) 文化財保護活動事業

i 町内指定文化財の保存管理

- ・日光御成街道一里塚・目沼浅間塚古墳・下野の森の除草作業
- ・天満宮の榎強剪定作業
- ・文化財環境整備費補助金、助成金の交付（大島有隣遺跡、大塚神楽・茨島はやし他）

ii 普及・啓発事業

- ・文化財歴史講演会
- ・各学校への出前講座
- ・すぎと町民大学への出前講座等、他担当との連携
- ・杉戸町文化財パンフレット（Sugito GRAPHICA vol.4）の刊行
- ・町史・文化財担当の Instagram の投稿・運営

(3) 文化財庶務

- ・埼玉県文化財保護協会活動
- ・東部地区文化財担当者会活動
- ・埼玉県地域史料保存活用連絡協議会活動

③町指定文化財の今後について

(1) 2025 年 6 月現在の町指定文化財

- ・令和 7 年 4 月に「盾持人埴輪」が指定されたことにより、杉戸町の町指定文化財は 26 に。

(2) 町指定文化財の現状について

i 所在不明の文化財

指定者別 No.	指定年月日	種類	名称	所有者	備考
国-1	昭和28年3月31日	有形文化財	太刀 銘「備州長船秀光応安三年十月」	平子勢一郎	
町-12	平成4年10月27日	有形文化財	円空作神像	服部芳子	

(事務局)

- ・過去、指定文化財を増やすため、一度にたくさん指定してしまっている。
- ・中には、個人所蔵の物もあり、今になって所在の確認が必要になってしまった。

(委員)

- ・所在不明の文化財に対し、何か対策はあるのか？

(事務局)

- ・「町-12」については連絡がとれる可能性がある。
- ・所在が分からない文化財に対してはリストからの削除も考えている。
- ・しかし、「国-1」の文化財については、なかなか削除ができない状況。

(委員)

- ・国のリストにも掲載されている？

(事務局)

- ・掲載されてしまっている。
- ・所在不明であることは既にマスコミから埼玉県へ報告されており、対応を当時の町職員がしていた。
- ・平子氏のお宅は既に更地となっており、親族からも刀剣の存在を知らないと言われている。

- ・埼玉県へ指定文化財の解除を依頼したが、現段階では不可能であると言われている。

(委員)

- ・指定書の写しも残っていないのか？

(事務局)

- ・指定書ごと行方不明である。

(委員)

- ・マーケットから出てくる可能性もあるため、国も外さないことが多い。

(事務局)

- ・仮に海外に持ち出される場合は？

(委員)

- ・少なくとも美術品等を海外へ持ち出す場合は、空港から都道府県の文化財担当部署へ連絡がいく。
- ・しかし、審議委員になったときから既に問題化しており、さらに時間がたっている。
発見は難しそうではあると考える。

(事務局)

- ・引き続き、埼玉県へ働きかけをしていく。

ii 事務局による所在確認が必要な文化財

指定者別 No	指定年月日	種類	名称	所有者	備考
町-3	昭和37年7月1日	史跡名勝 天然記念物	旧利根川堤防	民有地	
町-13	平成4年10月27日	有形文化財	杉戸宿本陣宿札(関札)	長瀬ヤエ子	
町-15	平成9年3月17日	有形文化財	小島家文書	小島滋道	
町-17	平成18年10月13日	有形文化財	長瀬家文書	長瀬ヤエ子	
町-18	平成19年5月2日	有形文化財	出役図絵馬	鷲神社	
町-19	平成19年5月2日	有形文化財	伊勢太々神楽図絵馬	鷲神社	
町-22	平成19年5月2日	有形文化財	神馬奉献図絵馬	愛宕神社	
町-23	平成24年2月15日	有形文化財	正明寺聖教文書(一括)	吉州正見	

(委員)

- ・所在確認は、現時点で文化財の目視ができていないということか？

(事務局)

- ・目視ができていないという状況である。

(委員)

- ・「町-3」は遺構が残っていないということか？

(事務局)

- ・追跡ができていないため、遺構が残っていない可能性もある。

(委員)

- ・「町-17」について、CH本はとってあるのか？

(事務局)

- ・全ての古文書をCH本にしているかわからない。

(委員)

- ・町指定文化財にしているものを返却してしまうのは珍しいケースでは？

(事務局)

- ・古文書は基本的に「寄託」によりお預かりをしている。
- ・長瀬家文書については、所蔵者より「返してほしい」と言われ、返却せざるを得なかった。
- ・前任者によると、寄託期間に封筒詰めを行い整理をしていたが、返却後に古文書は全て封筒から出されてしまっている状態であるとのこと。
- ・しかし、長瀬家文書は杉戸宿の本陣文書であり大変貴重な文書群であること、今後の散逸の可能性も考慮し、町へ寄託をしてもらえないか、再度依頼する必要がある。

(委員)

- ・古文書の寄託については、どのような処置をとっている？

(事務局)

- ・杉戸町ではすべての古文書を原則寄託という方法で受け入れている。
- ・これは、所蔵者は文化財を所蔵しているという意識を、町は文化財をお預かりしているという意識を、相互に持つためである。
- ・寄託は毎年4月に更新の措置を取っている。
- ・しかし、これまでに寄託している古文書は借用書の写ししかなく、各所蔵者からどのような内容の古文書をお借りしているのかをまとめた記録は残っていない。
- ・そのため、所蔵者との間に、預けた、預かっていないという、問題も生じてしまっている。
- ・昨年度より新たに寄託を受けた古文書については、各ダンボール箱などの個体ごとに番号を振り分け、写真撮影を行い、どのような古文書を受け入れしたのか記録をとり、所蔵者に提出する借用書に一覧表をつけ、提出をしている。

(委員)

- ・古文書の返却を考える自治体も多い中で、杉戸町は受け入れをし、保存していくことを考えている？

(事務局)

- ・散逸を防ぐためにも基本的には受け入れをし、町で保存・活用していくことを考えている。

(3) 新規町指定文化財の候補について

- i 埼玉縣北葛飾郡杉戸町役場の表札
- ii 永福寺のどじょう施餓鬼
- iii 富士浅間神社の富士塚と初山参り
- iv 鷲巣前原遺跡の出土遺物

(委員)

- ・鷲巣前原遺跡の現状は？

(事務局)

- ・地目は畑が多く、現在も確認調査を行う場所である。
- ・今回候補にあげた2点の土器は、元々は県立杉戸農業高校の所有であった。
- ・また、これらの土器は県立歴史と民俗の博物館の常設展で展示されており、この両者の手続きを間に杉戸町が入って行っていた。
- ・業務の簡略化を図るため、杉戸農業高校より杉戸町への譲受の手続きをとり、現在は埼玉県－杉戸町間で手続きをしている。
- ・歴史と民俗の博物館の常設展にて杉戸町を宣伝している土器とも言えるため、候補にあげた。

(委員)

- ・縄文時代を代表する土器でもあるが、他の出土遺物はないのか？

(事務局)

- ・あったと考えられるが、前任者も把握をしておらず、現在のところは見つかっていない。

V 明治天皇行幸関連文化財

(事務局)

- ・「明治天皇行幸図」は杉戸町立西小学校の壁に打ち付けられて飾られている。
- ・現状では、いつ、誰が描いたのか不明であるが、額から外せばわかる可能性がある。
- ・油彩で遠近法などの技法を用いて描かれている行幸図は少なく、貴重な絵である。

6. その他

(1) 県指定史跡名勝記念物「日光御成街道一里塚」について

(事務局)

- ・一里塚の上にある石碑がかなり傾いており、危険である。
- ・埼玉県にも確認をし、通行人の安全第一であるため、一里塚を移動させてよいとの許可を得た。
- ・周囲の緑地帯は他課の所有であったが、令和6年度の3月末に社会教育課の所有とした。
- ・石碑はこの緑地帯に移動予定である

(委員)

- ・石碑に歴史的価値はないのか？

(事務局)

- ・石碑には歴史的価値はなく、あくまで一里塚に歴史的な価値がある。
- ・一里塚には階段も設置されており、登ると危険。
- ・過去に若松も植えてしまっており、それが成長してしまっている。
- ・松は台風にあおられると折れたり、倒れる危険があり、伐採を考えている。

(委員)

- ・石碑は地元の人の信仰の対象に関わるものがあるが、一里塚の石碑はその対象ではないと判断してよいのか？
- ・また、近隣住民のケアは問題ないか？

(事務局)

- ・祭壇らしきものは現在のところ確認ができていない。

- ・ただ、松を御神木として考えている人はいるかもしれない。
- ・松については、地元の中でも残してほしい人と伐採してほしい人がおり、伐採を行う際は周知する必要性を感じている。

(2) 町指定史跡名勝記念物「天満宮の榎」について

(事務局)

- ・元々「天満宮の榎」は、宗教法人天神社の財産として管理がされてきた。
- ・しかし、氏子も高齢化、且つ年々減少しており、管理ができないという状態に。
- ・町としても剪定や伐採をするには、町の財産とする必要があり、昨年度に譲与を受けた。
- ・診断によると、榎の上部は幹の内部が空洞になってしまっており、「強剪定」をする必要がある。

(委員)

- ・木を楽しみに散歩されている方がいる。
- ・特に神社境内のシンボルのような木を剪定することに対し、地域住民のケアをしてほしい。

(事務局)

- ・その場では特になくても、時間が経って何も知らずに杉戸町を訪れたり、帰郷をした人などから苦情が入ることがある。
- ・過去には町指定文化財の「西行法師見返りの松碑」について、松の伐採について苦情があった。
- ・指定文化財になっているのは石碑だけであるが、松も指定文化財になっていると勘違いをした人からの苦情であった。
- ・榎や松を剪定・伐採するときは、しっかりと周知活動を行ったうえで整備をしていく。

以上をもって全ての議事を終了したので、会長より閉会を宣言し解散した。

上記の議決を確認するために、議事録署名人は、署名、捺印する。

令和7年7月31日

令和7年度第1回杉戸町文化財保護審議会

議事録署名人

三原 康之 

議事録署名人

田原 昇 